（防衛省定員規則の一部改正）

第七条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一九、四八七人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四八四人	
合計	二〇、九七一人	

区分	定員	備考
本省	一九、五一三人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四一四人	
合計	二〇、九二七人	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項の規定に基づき、防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

防衛大臣　岸　信夫

防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令

防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（医学科の卒業の要件） **第九条**　［略］ 2　進学課程においては、三十三単位を修得することとする。 3・4　［略］ （看護学科の卒業の要件） **第十条**　［略］ 2　看護学課程においては、自衛官候補看護学生にあつては百三十九単位以上を修得することとし、技官候補看護学生にあつては百三十五単位以上を修得することとする。 3　［略］	（医学科の卒業の要件） **第九条**　［同上］ 2　進学課程においては、五十二単位を修得することとする。 3・4　［同上］ （看護学科の卒業の要件） **第十条**　［同上］ 2　看護学課程においては、自衛官候補看護学生にあつては百三十五単位以上を修得することとし、技官候補看護学生にあつては百三十一単位以上を修得することとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行し、この省令による改正後の防衛医科大学校の編制等に関する省令第九条の規定は、令和二年四月一日から適用する。